

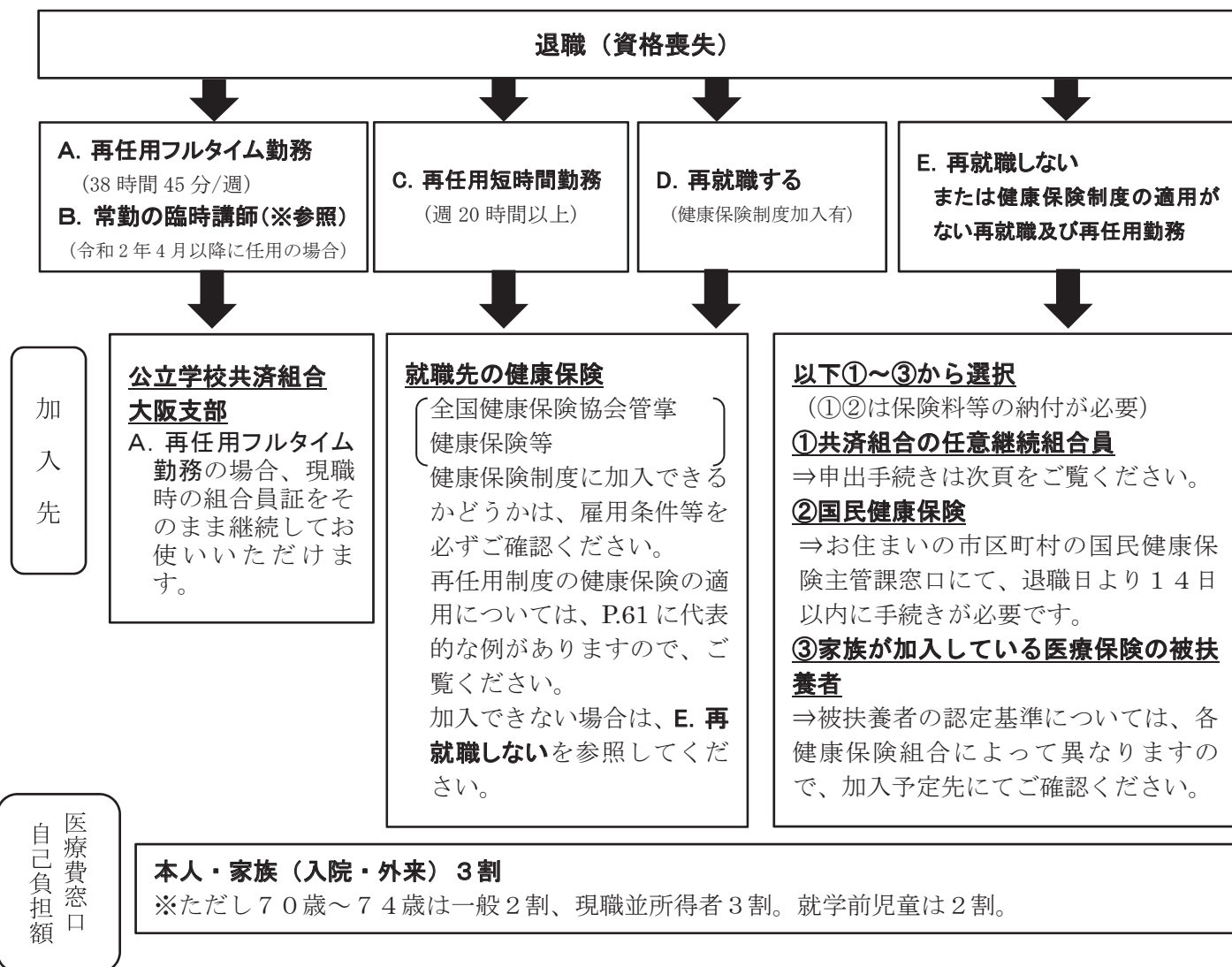
2. 医療保険制度について

【1】退職後の医療保険のしくみについて

—資格担当—

退職した日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格がなくなります。今まで使用していた組合員証、被扶養者証等は使うことができなくなりますので、何らかの医療保険制度に加入しなければなりません。退職後に加入する医療保険制度は、退職後の進路等によって異なりますので、下表を参考に確認してください。

原則、A. 再任用フルタイム勤務以外の方は、現在の組合員証等は使用できませんので、公立学校共済組合へ返却いただくことになります。



【※B 常勤の臨時講師についてのお知らせ】

地方公務員法の改正により、令和2年4月1日から、**フルタイムで勤務する常勤講師等**の臨時的任用職員については、**任用の日から公立学校共済組合の資格を取得**することとなります。

また、同一の任命権者による任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合において、事実上の任用期間が中断することなく存続していると勤務の実態に照らして判断される場合は、組合員資格は喪失しないものとして取り扱われることとなります。

このことによる共済組合制度の取り扱いについては、詳細が決まり次第、お知らせします。

【2】任意継続組合員の申出手続きについて

—資格担当—

公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」は、退職後に引き続き最長で2年間、在職中と同じように医療給付などの短期給付（休業手当金等一部を除く。）や、福祉事業の一部を利用することができる制度です。

任意継続組合員になることを希望するときは、下記の申出期間中に「任意継続組合員申出書」を提出してください。

また、任意継続組合員期間中においては、申し出により任意継続組合員でなくなることができます。

1. 加入資格

以下の要件を満たしていることが必要です。

- ・退職日の**前日**まで引き続き1年以上組合員期間があること。（1年と1日以上）
- ・掛金を期日までに払い込むこと。

※現在「再任用フルタイム勤務職員」の方で、退職される方や、健康保険制度が適用にならない再任用短時間勤務に変更される方も申出することは可能です。

【再任用勤務をされる場合】

フルタイム勤務…任意継続組合員の**申出は不要**です。

短時間勤務……健康保険制度が適用になる場合は、任意継続組合員の**申出は不要**です。

（適用になるかどうかは、再任用の勤務条件等にてご確認ください。P.61 参照。）

下記に記載しています事前申出期間内に再任用の合否等が不明の場合は、申出することは可能ですが、後日、申出をとりやめる手続きが必要となります。合否等が判明した退職後申出の期間に申出することもできます。

<任意継続組合員の申出をとりやめる場合>

任意継続組合員に申出した後、再就職や再任用の決定及び自己都合にて任意継続組合員に加入する必要がなくなった場合は、必ず「資格喪失申出書(加入取消申出書)」を提出してください。

2. 申出期間

令和2年3月31日退職者については、下表のいずれかの申出期間中に当共済組合資格担当まで必要書類を郵送送してください。**期日を過ぎると加入できません。ご注意ください。**

詳細については、令和2年1月末頃に所属所へ通知します。また、大阪支部ホームページにも掲載します。

事前申出	退職後申出
事前申出期間 令和2年2月 7日（金）～ 令和2年2月19日（水）の消印まで	退職後の申出期間 令和2年3月31日（火）～ 令和2年4月20日（月）の消印まで
提出書類 ○事前申出期間中に提出する書類 ・「任意継続組合員申出書」 ○令和2年4月1日以降に提出する書類 ・組合員証 ・組合員被扶養者証 ・高齢受給者証 ・特定疾病療養受療証 ・限度額適用認定証 } 交付者のみ	提出書類 ・「任意継続組合員申出書」 ・組合員証 ・組合員被扶養者証 ・高齢受給者証 ・特定疾病療養受療証 ・限度額適用認定証 } 交付者のみ

任意継続組合員証等については、掛金の入金を確認後、ご自宅あてに送付します。

3. 任意継続組合員の被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者については、手続きなしで引き続き任意継続組合員の被扶養者となります。

組合員が任意継続組合員になると同時に、被扶養者が就職や所得超過等により認定の要件がなくなる場合は、組合員の任意継続加入手続きが完了してから取消申告を行ってください。

【3】 任意継続掛金について

— 経理担当 —

1. 掛金額 (P. 52 に任意継続組合員掛金早見表があります。)

掛金月額について (※次の率は令和元年度掛金率です。令和2年度掛金率は2月頃決定予定。)

40歳以上 65歳未満の方	任意継続掛金標準月額	×短期掛金率 (84.2/1000) 円未満の端数切捨て
		×介護掛金率 (13.5/1000) 円未満の端数切捨て
40歳未満または65歳以上の方	任意継続掛金標準月額	×短期掛金率 (84.2/1000) 円未満の端数切捨て

※任意継続掛金標準月額は、①退職時の標準報酬月額または②平均標準報酬月額を比較し、どちらか低い方の額になります。

① 退職時の標準報酬月額

退職した月の掛金の標準となった標準報酬月額

② 平均標準報酬月額

毎年9月30日における全組合員の標準報酬月額の平均額。

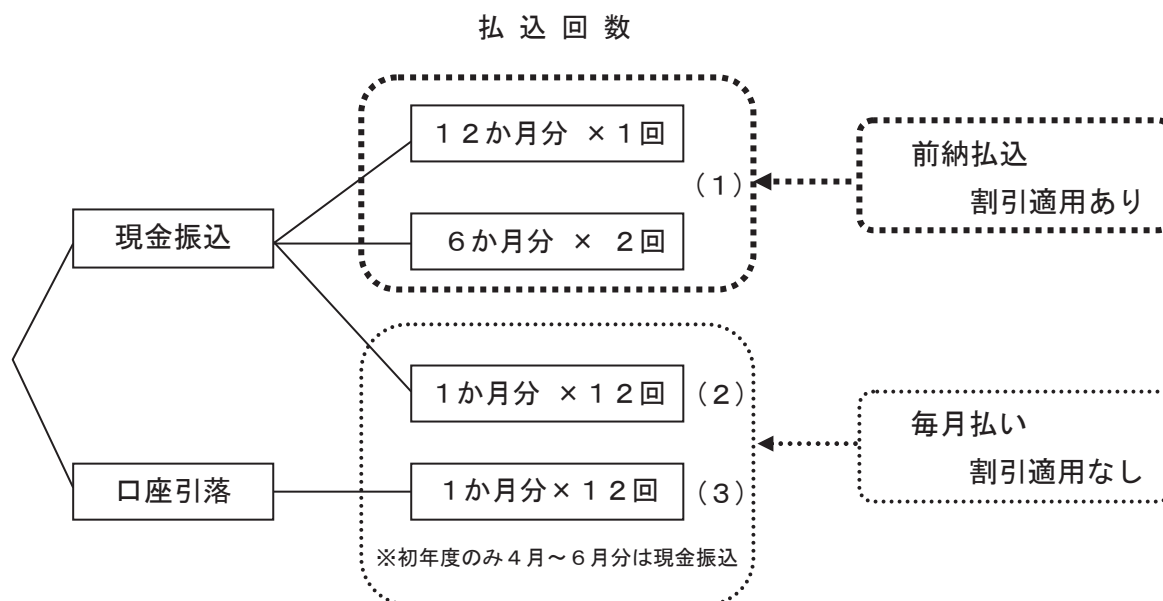
(参考) 令和元年度平均標準報酬月額 : 410,000円

2. 払込み方法

掛金の払込み方法は、「前納払い」か「毎月払い」のいずれかを選択することができます。

前納払いでは、掛金の割引適用があります。

※任意継続組合員期間は最長2年間ですが、掛金の支払は最長で1年度ごと(12か月)の振込みとなります。



【前納払い】割引適用あり…（１）

- ・割引適用後の掛金額について

掛金をまとめて前納（６か月、１２か月）する場合には割引制度があります。６か月分前納の場合は、毎月の掛金額に 5.9318472 を乗じた額が、１２か月分前納の場合は、毎月の掛金額に 11.7485020 を乗じた額が払込金額となります。

※掛金振込依頼票記載の納期限を過ぎますと割引適用解除となり、掛金額が変わるため、振込依頼票の再発行が必要となります。別途、振込依頼票をお送りしますので、経理担当までご連絡をお願いします。

- ・掛金振込依頼票による銀行振込

① 事前申出の場合

振込方法	前納振込期間	月数	振込期日	振込票枚数
年一括払い	４月分～翌年３月分	12か月	３月31日	1枚
半年払い	４月分～９月分	6か月	３月31日	2枚
	10月分～翌年３月分	6か月	９月30日	

② 退職後申出の場合

振込方法	前納振込期間	月数	振込期日	振込票枚数
年一括払い	４月分（割引なし）	1か月	４月19日	2枚
	５月分～翌年３月分	11か月	４月30日	
半年払い	４月分（割引なし）	1か月	４月19日	3枚
	５月分～９月分	5か月	４月30日	
	10月分～翌年３月分	6か月	９月30日	

振込期日までに振込むことにより、割引の適用を受けることができます。

【毎月払い】割引適用なし…（２）（３）

掛金振込依頼票による銀行振込または（７月分から）口座引落し。

（２）振込依頼票による払込み

該当月	振込期日	振込票枚数
４月分	４月19日	12枚
５月分～	該当月の前月末日（※振込票に記載しています。）	

（３）口座引落し（年度末退職者のみ）

りそな銀行または三菱 UFJ 銀行の口座から毎月引き落としを行います。

なお、口座振替の設定手続きに期間を要するため、**引き落とし開始は７月分からとなり、６月分までは掛金振込依頼票で振込みいただくこととなります。**

・提出書類：「預金口座振替依頼書」（共済組合へご提出下さい。）

※「預金口座振替依頼書」の提出が締切日までになかった場合や、書類に印相違等の不備があった場合、7月分以降も振込依頼票での支払方法に変更させていただきます。

・4月から6月分については、期日までに掛金振込依頼票にて銀行振込をお願いします。

該当月	振込期日	振込票枚数	口座引落	口座振替日
4月分	4月19日	全3枚	7月分以降	該当月の前月25日に引き落とし ※引き落とし日が土日祝の場合は繰り下げ
5月分	4月30日			
6月分	5月31日			

【振込にあたっての注意事項】(1)(2)(3)共通

- ・りそな銀行、三菱UFJ銀行の窓口からお振込みいただく場合には、振込手数料が無料です。
- ・ATM等（ネットバンキング含む）を利用してお振込みいただく場合、「組合員証番号（10桁）」と「氏名」の入力をお願いします。（振込手数料が必要となることがあります。）
- ・銀行窓口での10万円を超える現金による振込みは、本人確認資料（運転免許証、健康保険証、国民年金手帳など）を提示する必要があります。（詳しくは銀行にご確認をお願いします。）
- ・初回振込期限は退職の日から起算して20日以内で、以降、前月末日となります。
- ・期日内に振込みがない場合、任意継続組合員の資格を喪失しますのでご注意ください。
- ・月の途中で任意継続組合員資格を取得した場合は、その月分からの掛金が生じます。
- ・任意継続組合員証は、掛金の入金を確認後、3月末以降に順次ご自宅あてに送付します。

3. 喪失手続きと還付請求

掛金の入金後、就職や自己都合等により任意継続組合員の資格を取り消した場合で、前納により、未経過部分があるときは掛金を還付いたします。

提出書類：「資格喪失申出書」（再就職先の保険証の写し・任意継続組合員証等を添付）
「任意継続掛金還付請求書」

- ・請求のあった月の翌月以降に、組合員の指定する銀行口座あてに精算金額を還付します。
- ・**任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合については、該当月分の掛金は必要となります。**
(例) 3月31日退職の方で、4月2日付けで再就職等となり任意継続組合員の資格喪失日が4月2日となる場合は、任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合に該当しますので、4月分は還付対象外となります。（4月1日喪失の場合、任意継続組合員加入期間なしのため全額還付。）

4. 社会保険料控除について

任意継続掛金は所得税の社会保険料控除の対象となります。

1月下旬に「掛金収納証明」をご自宅あて送付しますので、金額等をご確認の上、税務署で確定申告をして控除を受けてください。

5. 任意継続掛金のよくある質問コーナー

Q 1	国民健康保険と任意継続組合員、どちらの保険料が安いですか。												
A 1	<p>国民健康保険の保険料は、前年の所得を基に、共済組合の任意継続掛金は退職時の標準報酬月額を基に計算されます。そのため、退職直後の1年目では国民健康保険の保険料は、退職前の比較的高い所得を基礎として計算されますので、共済の任意継続組合員の保険料より一般的に高くなる傾向があります。</p> <p>また2年目は、共済の任意継続掛金は、計算の基になる任意継続掛金標準報酬月額が変わらないため、1年目とほぼ同額になります。退職等により収入が減少した場合は国民健康保険の保険料の方が一般的に低くなるようですが、保険料は市区町村によって異なりますので、市区町村の担当窓口でご確認ください。</p> <p>なお、1年目は任意継続組合員となり、2年目は国民健康保険に加入することは可能です。</p>												
Q 2	現在、昨年定年退職した配偶者が公立学校共済組合の任意継続組合員となっていますが、退職後その被扶養者として認定を受けることはできますか。												
A 2	<p>任意継続組合員の場合、一定の条件を満たせば被扶養者としての認定を受けることができます。その際、追加の掛金のお支払いは必要ありません。</p> <p>それに対して、国民健康保険には「扶養家族」という考え方が無いため、ご本人、ご家族（被扶養者）がそれぞれ加入し、保険料を支払う必要があります。</p>												
Q 3	国民健康保険と比較して、任意継続組合員のメリットはありますか。												
A 3	<p>大きな違いは、公立学校共済組合の附加給付制度です。1つの保険医療機関等（入院、外来別）で、1か月間に支払った医療費の一部負担金（窓口負担額）が25,000円を超えた場合に、その超えた金額が還付されます。（自動給付）</p> <p>また、一部を除き、現職時とほぼ同様の短期給付が受けられます。</p>												
Q 4	任意継続掛金を前納した場合、どのくらい割引されますか。												
A 4	<p>○平均標準報酬月額・・・410,000円（上限） ○年齢・・・40～65歳 ○申出・・・事前申出 上記条件で令和元年度の率を適用し、1年間分の掛金額を試算した場合をお示しします。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>月額</td> <td colspan="2">: 410,000 × 84.2/1,000 + 410,000 × 13.5/1,000 = 40,057円</td> </tr> <tr> <td>【毎月払い】</td> <td>480,684円（40,057円 × 12回）</td> <td>割引なし</td> </tr> <tr> <td>【年一括払い】</td> <td>470,610円（470,610円 × 1回）</td> <td>割引額 10,074円</td> </tr> <tr> <td>【半年払い】</td> <td>475,224円（237,612円 × 2回）</td> <td>割引額 5,460円</td> </tr> </table>	月額	: 410,000 × 84.2/1,000 + 410,000 × 13.5/1,000 = 40,057円		【毎月払い】	480,684円（40,057円 × 12回）	割引なし	【年一括払い】	470,610円（470,610円 × 1回）	割引額 10,074円	【半年払い】	475,224円（237,612円 × 2回）	割引額 5,460円
月額	: 410,000 × 84.2/1,000 + 410,000 × 13.5/1,000 = 40,057円												
【毎月払い】	480,684円（40,057円 × 12回）	割引なし											
【年一括払い】	470,610円（470,610円 × 1回）	割引額 10,074円											
【半年払い】	475,224円（237,612円 × 2回）	割引額 5,460円											

任意継続組合員掛金早見表

40歳未満または65歳以上の方

40歳以上65歳未満の方

報酬月額	等級	標準報酬月額 (任意継続掛金標準額)	短期掛金		介護掛金
			掛金率(%)	掛金率(%)	掛金率(%)
~	1級	98,000円	8.251円	84.2	13.5
101,000円以上 ~	2級	104,000円	8,756円		1,323円
107,000円以上 ~	3級	110,000円	9,262円		1,404円
114,000円以上 ~	4級	118,000円	9,935円		1,485円
122,000円以上 ~	5級	126,000円	10,609円		1,593円
130,000円以上 ~	6級	134,000円	11,282円		1,701円
138,000円以上 ~	7級	142,000円	11,956円		1,809円
146,000円以上 ~	8級	150,000円	12,630円		1,917円
155,000円以上 ~	9級	160,000円	13,472円		2,025円
165,000円以上 ~	10級	170,000円	14,314円		2,160円
175,000円以上 ~	11級	180,000円	15,156円		2,295円
185,000円以上 ~	12級	190,000円	15,998円		2,430円
195,000円以上 ~	13級	200,000円	16,840円		2,565円
210,000円以上 ~	14級	220,000円	18,524円		2,700円
230,000円以上 ~	15級	240,000円	20,208円		2,970円
250,000円以上 ~	16級	260,000円	21,892円		3,240円
270,000円以上 ~	17級	280,000円	23,576円		3,510円
290,000円以上 ~	18級	300,000円	25,260円		3,780円
310,000円以上 ~	19級	320,000円	26,944円		4,050円
330,000円以上 ~	20級	340,000円	28,628円		4,320円
350,000円以上 ~	21級	360,000円	30,312円		4,590円
370,000円以上 ~	22級	380,000円	31,996円		4,860円
395,000円以上 ~	23級	410,000円	34,522円		5,130円
					5,535円

短期掛金
8,251円
8,756円
9,262円
9,935円
10,609円
11,282円
11,956円
12,630円
13,472円
14,314円
15,156円
15,998円
16,840円
18,524円
20,208円
21,892円
23,576円
25,260円
26,944円
28,628円
30,312円
31,996円
34,522円

短期掛金 + 介護掛金
9,574円
10,160円
10,747円
11,528円
12,310円
13,091円
13,873円
14,655円
15,632円
16,609円
17,586円
18,563円
19,540円
21,494円
23,448円
25,402円
27,356円
29,310円
31,264円
33,218円
35,172円
37,126円
40,057円

※この早見表は、令和元年度の任意継続掛金率で算出したものですので、令和2年度の掛金額とは異なります。
令和2年度掛金率及び平均標準報酬月額については、令和2年2月頃決定予定です。

※任意継続組合員の掛金の基準額となる『標準報酬月額(任意継続掛金標準月額)』は、以下のA、Bのどちらか低い方の額となります。掛金額はその『標準報酬月額』に定款で定める掛金率を乗じて算定します。

- A: 退職時の標準報酬月額
または
- B: 毎年9月30日における全組合員の平均標準報酬月額
(参考) 令和元年度平均標準報酬月額: 410,000円 (上記表の(*)掛金額が任意継続掛金上限額となる。)

(*)

【4】任意継続組合員に対する福祉事業について

—健康・福祉担当—

令和2年度の任意継続組合員に対する主な福祉事業は下表の予定です。

年度途中で、任意継続組合員の資格を喪失した場合は、その時点から利用できませんのでご注意ください。

事業の詳細については、任意継続組合員証交付時に配付の「**令和2年度 任意継続組合員用 厚生事業のしおり**」でご確認ください。

事業	利用
○半日ドック（共済健診）【抽選】※1	自己負担金16,000円
○特定健康診査・特定保健指導 (年度末年齢40歳以上の方のみ)	対象者へ共済組合から案内します。
○大阪メンタルヘルス総合センターでのメンタルヘルス相談 ○近畿中央病院でのメンタルヘルス相談 ○無料法律相談 ○トレーニング施設利用助成	現職の組合員と同じ条件で利用できます。
○厚生施設宿泊利用補助 ○会食利用補助 ○結婚25周年記念事業 ○永年勤続(単身者)記念事業 ○結婚式場利用補助 ○法要利用補助 ○ベビー用品等配付事業	利用できません。 ただし、厚生施設のうち共済組合が経営する施設については「宿泊施設特別利用者証※2」提示により組合員料金で利用できます。

※1 **人間ドック（共済健診）の申込期間は4月中の予定です。**

申込用紙は、「令和2年度 任意継続組合員用 厚生事業のしおり」又は公立学校共済組合大阪支部ホームページに掲載のものをご利用ください。

※2 「宿泊施設特別利用者証」の詳細についてはP.60をご覧ください。

貸付事業については、任意継続組合員証交付時に配付の「任意継続組合員のしおり 2020」をご覧ください。

3. 短期給付について

【1】短期給付の概要

—医療担当—

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている「法定給付」と「附加給付」があります。

退職後、再任用フルタイム勤務の方は現職時と同様に短期給付を受けることができます。任意継続組合員の資格を取得した場合は、休業給付を除き、下表の短期給付を受けることができます。

区分	支給要件		給付の種類	
			法定給付	附加給付
保健給付	病気やケガで医療機関を受診したとき	組合員	療養の給付 高額療養費 ※ 入院時食事療養費 入院時生活療養費	一部負担金払戻金※
		被扶養者	家族療養費 高額療養費 ※ 入院時食事療養費 入院時生活療養費	家族療養費附加金※
	組合員証が使えなかったとき（治療用装具を購入したとき等）	組合員	療養費	一部負担金払戻金※
		被扶養者	家族療養費	家族療養費附加金※
	1年間（8/1～翌年7/31）までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定の基準額を超えたとき		高額介護合算療養費	
	訪問看護を受けたとき	組合員	訪問看護療養費 高額療養費 ※	一部負担金払戻金※
		被扶養者	家族訪問看護療養費 高額療養費 ※	家族訪問看護療養費附加金
	医師の指示により緊急やむを得ず病院などに移送されたとき	組合員	移送費	
		被扶養者	家族移送費	
	出産したとき	組合員	出産費	出産費附加金
		被扶養者	家族出産費	家族出産費附加金
	死亡したとき	組合員	埋葬料	埋葬料附加金
		被扶養者	家族埋葬料	家族埋葬料附加金
	休業給付	組合員が公務によらない病気やケガのため休業したとき		傷病手当金
組合員が介護休業をしたとき		介護休業手当金		
組合員が被扶養者の看護等のため欠勤したとき		休業手当金		
組合員が育児休業をしたとき		育児休業手当金		
組合員が出産のため休業したとき		出産手当金		
災害給付	災害等により死亡したとき	組合員	弔慰金	
		被扶養者	家族弔慰金	
	組合員又は被扶養者の住居又は家財が災害により損害を受けたとき		災害見舞金	

※ P.56 参照

【2】退職後も受けられる短期給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している医療保険の被扶養者（注1）の資格を取得した場合には、下表の給付に限って受けることができます。

（注1）給付金が恒常的収入に該当し、他の医療保険の被扶養者としての認定基準を超える場合があります。給付を受けることで家族の医療保険の被扶養者になれない場合がありますので、退職後に加入される健康保険組合等へご確認ください。

区分	支給要件	給付額	提出書類
傷病手当金	組合員期間が1年以上であった者が、公務によらない傷病による療養のため、勤務に服することができず、①傷病手当金を受けていて退職したとき②支給された報酬額が傷病手当金の給付額を上回っていたことにより、傷病手当金を受けずに退職し、なお、引き続き勤務に服することができないとき	支給開始日（注2）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 <small>（日数は土曜日及び日曜日を除く）</small> ※傷病手当金の支給期間は、1年6か月（結核性の病気については3年）です。	◇傷病手当金請求書（暦月単位で請求） ・退職後に加入した医療保険証の写し ・年金証書の写し（年金受給者のみ） ※支給要件②の場合、退職月の出勤簿の写し
	※退職共済年金・老齢厚生年金・障害厚生（共済）年金・障害手当金及び障害基礎年金のいずれかの支給を受けることとなったとき以後は、傷病手当金の額が退職共済年金等の額を上回るときに、その差額を支給します。		
埋葬料	組合員が退職後3か月以内に死亡したとき	50,000円（定額）	◇埋葬料請求書 ・埋火葬許可証の写し ・退職後に加入した医療保険証の写し ・退職時に被扶養者がおらず、実埋葬者が請求する場合は、埋葬に要した費用の「領収書」及び内訳書等（原本：確認後返却）
出産手当金	組合員期間が1年以上であった者の出産日（又は出産予定日）が、退職日から42日以内であるとき	支給開始日（注2）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 <small>（日数は土曜日及び日曜日を除く）</small>	◇出産手当金請求書（暦月単位で請求） ・退職後に加入した医療保険証の写し ・退職月の出勤簿の写し
	※出産手当金の支給期間は、出産の日（出産の日が産後の予定日後であるときは産後の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から産後の予定日後56日までの間。		
出産費	組合員期間が1年以上であった者が、退職後6か月以内に出産したとき	420,000円 産科医療補償制度加入機関において在胎22週以上で出産（死産含む）した場合 { 産科医療補償制度未加入機関 } での出産は404,000円	◇出産費請求書 ・医療機関等から交付される分娩費用明細書等（出産年月日、代理受取額の記載のあるもの）の写し ・医療機関等から交付される公立学校共済組合大阪支部を保険者とした「直接支払制度の活用に関する合意文書」の写し ・退職後に加入した医療保険証の写し
	※退職後に加入した健康保険組合等から同様の給付を受ける場合は支給されません。		

（注2）支給開始日とは、退職日の翌日から退職後の傷病手当金等を支給開始する場合は、退職日となります。

【3】病気やケガにより医療機関を受診した場合

1. 高額療養費（退職後、どの医療保険制度へ加入した場合でも支給されます。）

医療機関で診療を受けた場合は、医療費の3割（就学前児童は2割）が自己負担となります。自己負担が高額となり一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、高額療養費として支給されます。（自動給付）

限度額適用認定証の交付について

医療費が高額になりそうな時は、**事前に共済組合へ申請**し、交付された限度額適用認定証を組合員証と併せて医療機関等の窓口で提示することにより、1か月（1日から月末まで）の窓口負担を下表の自己負担限度額までにとどめることができます。

【参考：共済組合へ加入される場合の自己負担限度額（70歳未満）】

適用区分	標準報酬月額	自己負担限度額	
		過去12か月以内の高額療養費受給が3回目まで	4回目以降
ア	830,000円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	530,000円以上 830,000円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	280,000円以上 530,000円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	280,000円未満	57,600円	44,400円
オ	市町村民税非課税者(注)	35,400円	24,600円

(注) 市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額が530,000円以上の場合は、適用区分「オ」ではなく、標準報酬月額での適用区分「ア」又は「イ」の該当となります。

2. 一部負担金払戻金・家族療養費附加金（退職後も共済組合へ加入される場合は支給されます。）

一つの保険医療機関等（入院・外来別）で、1か月間に支払った医療費の一部負担金（窓口負担額）が25,000円（※）を超えた場合に支給されます。

区分	給付の種類	給付の内容
組合員	一部負担金払戻金	給付額 = 窓口負担額 - 25,000円（※） （100円未満切捨て）
被扶養者	家族療養費附加金	

(※) 上位所得者区分（標準報酬月額530,000円以上）に該当する場合は50,000円になります。

共済組合からの支給の例（基礎控除額25,000円：高額療養費の適用区分「ウ」）

医療費が100万円の場合

100万円			
①	③	④	25,000円
← 共済組合負担		← ②窓口負担	

① 共済組合の負担額	700,000円
② 組合員の窓口負担	300,000円
③ 高額療養費(※)	212,570円
④ 一部負担金払戻金	<u>62,400円</u>

※高額療養費の計算（適用区分「ウ」の場合）

$$③ \quad 300,000 - \left(\frac{80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\%}{100} \right) = 212,570$$

$$④ \quad [87,430 - 25,000 = 62,400] \quad ③ + ④ \quad \longrightarrow \quad \text{共済組合からの支給は } \underline{274,970 \text{円}}$$

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

4. その他の手続きについて

【1】国民年金第3号被保険者資格喪失後の届出の手続きについて

—資格担当—

組合員が退職したことにより扶養されていた配偶者（20歳以上60歳未満の者）は、国民年金第3号被保険者の資格を喪失することになりますので、組合員の退職後速やかに該当する手続きをしてください。

1. 退職後、再就職する場合

組合員が退職して再就職後、雇用先で健康保険制度の適用があり、引き続き配偶者（20歳以上60歳未満の者）を扶養される場合、配偶者は再び国民年金第3号被保険者となりますので、再就職先で手続きをしてください。

2. 退職後、再就職しない又は任意継続組合員に加入する場合

扶養されていた配偶者（20歳以上60歳未満の者）は、組合員の退職後、国民年金第1号被保険者となります。住所地の市区町村の国民年金担当課で各自第1号被保険者への種別変更の手続きをしてください。

(参考)

種類	対象者	掛金
第1号被保険者	日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者（第2号、第3号被保険者を除く）	国民年金の保険料納入
第2号被保険者	共済組合の組合員及び厚生年金保険の被保険者	共済年金・厚生年金の掛金納入
第3号被保険者	65歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者	保険料の納入なし 保険者が拠出金として納入

【2】貸付金の返済手続きについて

—貸付担当—

退職時に共済組合の貸付金の未償還元利金がある方は、**退職手当から控除**して返済していただけます。（退職手当が支給されるまでの**経過月数に応じて利息も退職手当から控除**されます。）

もし、退職手当から控除しきれない場合は、不足分を自己資金で償還していただけます。

「**貸付未償還元利金の控除申請書**」を退職日までに貸付担当まで提出してください。（郵送可。）

「貸付未償還元利金の控除申請書」は、公立学校共済組合大阪支部ホームページの諸届用紙からダウンロードして使用することができます。<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>

[トップページ](#) [[大阪支部について](#)] : [[諸用紙のダウンロード](#)] ⇒ [[資金の貸付関係](#)]

また、団体信用生命保険に加入されている方は、毎年の保険料（一年分）の引き落とし日が退職手当からの控除後約2か月以内に設定されている場合、手続きが間に合わず保険料が引き落とされることがあります。その場合、引き落としの概ね2か月後に、完済後分の保険金が清算され、口座に振り込まれますので、該当される方は、指定口座の閉鎖をされませんようお願いいたします。

【3】 公立共済「福祉保険制度」に加入されている方へ

(ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度) —健康・福祉担当—

組合員資格を失うため当制度からは原則脱退となりますが、脱退日は退職日以降最初に到来する3月31日時点の年齢により以下のとおりとなります。

ただし、いずれの場合も傷病休職給付金は、退職月の月末をもって脱退となります。退職後の未経過保険料及び積立配当金がある場合は、後日、保険料等振替口座宛送金または郵便払出証書の送付により返金いたします。保険料等の振替口座は、振込完了まで解約しないようお願いいたします。

1. 満50歳未満の方

退職月の月末をもって脱退となります。お手続きは不要です。

2. 満50歳以上満60歳未満の方

「みなし定年退職日」(満60歳で迎える3月31日)の直後に到来する10月末まで継続加入ができます。継続加入される場合にはお手続きは不要ですが、脱退を希望される場合には、退職後の7月頃(予定)、ご自宅あてに送付される書類にてお手続きが必要です。

3. 定年退職後の方(常勤再任用職員の方で、任期満了も含む)

退職日以降最初に到来する10月末脱退でのお取扱いを原則としますので、お手続きは不要です。申出により令和2年3月31日で脱退することもできます。これらの案内を令和元年12月頃にご自宅あてに送付します。

お問い合わせ先	：	公立学校共済組合 福祉保険制度担当
受付時間	：	月曜日から金曜日(祝日・年末年始除く) 10時～16時
電話番号(通話料無料)	：	制度内容全般・登録内容の変更等 0120-778-599

【4】 アイリスプランに加入されている方へ

—健康・福祉担当—

1. 年金コースに加入されている方

退職される年齢(令和2年3月31日時点の年齢)によって手続きが異なります。

(1) 満60歳以上の方

脱退手続きに関する書類をご自宅あてに送付(12月末予定)させていただきますので、案内にしたがって手続きを行ってください。

(2) 満60歳未満の方

必ず下記お問い合わせ先までご連絡ください。脱退手続きに関する書類を送付します。

2. 医療・日常事故コース及び介護保障コースに加入されている方

退職後もそのまま継続することができます。解約を希望される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先	：	一般財団法人 教職員生涯福祉財団
受付時間	：	月曜日から金曜日(祝日・年末年始除く) 10時～17時
電話番号	：	年金コース、医療・日常事故コース 0120-491-294
(通話料無料)	：	介護保障コース 0120-878-626

【5】「宿泊施設特別利用者証」の交付について

—健康・福祉担当—

公立学校共済組合直営の宿泊施設・保養所を利用される場合に、従前の支部事業である「厚生施設宿泊利用補助券」の交付は受けられませんが、「宿泊施設特別利用者証※」を施設に提示すると、組合員料金で利用できます。（家族の方も組合員料金で利用できます。）

また、下記の共済組合が経営する施設に宿泊する場合も、「宿泊施設特別利用者証※」を施設に提示すれば、当該共済組合の組合員料金で利用できます。（家族の方は一般料金です。）

※小冊子「やすらぎの宿」等と共に交付します。氏名を記入のうえご使用ください。（「やすらぎの宿」については、年金グループから退職予定者へお渡しする書類一式の中に同封しています。）

「宿泊施設特別利用者証」の使用できる共済組合

- ・ 地方職員共済組合
- ・ 東京都職員共済組合
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団
- ・ 警察共済組合
- ・ 都市職員共済組合
- ・ 各市町村職員共済組合
- ・ 指定都市職員共済組合
- ・ 文部科学省共済組合
- ・ 全国市町村職員共済組合連合会
- ・ 国家公務員共済組合連合会
- ・ 防衛省共済組合



5. 再任用教職員の共済制度適用表

再任用制度は、各教育委員会や職種によって勤務形態が異なります。ここでは、代表的な勤務時間を例に図示しています。

再任用勤務形態 保 険 等		フルタイム勤務	短 時 間 勤 務		
		38 時間 45 分 (週 5 日)	31 時間 (週 4 日)	23 時間 15 分 (週 3、4 日)	19 時間 30 分 (週 3～5 日)
医 療 保 険	共済健康保険 (共済組合)	◎ (現職時の組合員証)	×	×	▲ (任意継続組合員証)
	社会保険 (全国健康保険協会)	×	○ (※1)	○ (※1)	×
	国民健康保険 (市町村)	×	×	×	▲ (国民健康保険証)
年 金 制 度	第3号厚生年金 (共済組合)	◎ (※2)	×	×	×
	第1号厚生年金 (日本年金機構)	×	○ (※2)	○ (※2)	×
雇 用 保 険		○	○	○	×
共 済 制 度	貸 付 制 度	(※3)	×	×	(※4)
	掛 金 (短期・介護・長期)	◎ (給料から控除)	×	×	(※5)
	短期給付・ 福祉事業	◎	×	×	(※6)

◎：継続加入(対象) ○：加入(対象) ×：非加入(対象外)
▲：選択制(共済組合の任意継続 又は 国民健康保険)

(※1) 全国健康保険協会(協会けんぽ)が交付する保険証に替わります。
(公立学校共済組合員証は返納してください。)

(※2) 給与所得による支給調整があります。(P.22～24 参照)

(※3) 特別貸付・高額医療貸付・出産貸付を利用できます。なお、現在償還中の貸付を引き継ぐことはできません。退職手当等で全額償還ください。(P.58 参照)

(※4)(※5)(※6)に関しては、任意継続組合員(P.47 参照)となった場合の説明です。

(※4) 高額医療貸付 及び 出産貸付を利用できます。

(※5) 掛金についてはP.48を参照してください。

(※6) 短期給付については、休業給付の一部を除き、現職時と同様の給付を受けることができます。(P.54 参照)

任意継続組合員が利用できる福祉事業はP.53を参照してください。

6. 退職前後のスケジュール一覧

	年金関係の手続き		任意継続組合員の手続き		貸付関係の手続き	
	早期退職の場合	60歳定年退職の場合	早期退職	定年退職	早期退職	定年退職
12月	【所属所あて】 早期退職者等に係る年金 手続きの通知文を送付 (P.31 参照)	【所属所あて】 各個人あて封筒を送付 ・年金手続きのしおり ・退職届書 (P.30 参照) ※他、宿泊施設特別利用 者証 (P.60) を同封				
「共済おおさか」に退職前の手続き特集を掲載						
1月	【早期退職者】 退職 (予定) 者カードを 提出 (P.31 参照)		【所属所あて】 任意継続組合員の申出手続きの 通知文を送付 (P.47 参照)		【早期退職者】 退職日までに 「貸付未償還元 利金の控除申 請書」を提出 (P.58 参照)	
2月	【退職予定者カード到着後】 退職届書と履歴書(様式)を 送付 (希望先あて) ※ S35.10.1 生まれ以前の方は 「意向調査票」を送付 (P.31 参 照) 繰上げ請求する場合は「老齢 厚生年金等繰上げ請求書を送付 ※他、宿泊施設特別利用者証 (P.60) を同封	【60歳定年退職者】 繰上げ請求する場合は「老齢 厚生年金等繰上げ請求申込 書」と「退職届書」を提出 提出期限：2月14日 (P.30 参照)	後日 任継掛金の標準となる平均標準報 酬月額及び掛金率の通知	【事前申出】 (P.47 参照) 2月7日～2月19日の消印まで ※3月31日退職者のみ		
3月		【60歳定年退職者】 3月31日までに退職届書 を提出 (P.30 参照) ※再任用フルタイム勤務となる 場合、共済組合員として継続す るため退職届書の提出は不要	【事前申出者あて】 任継掛金通知書及び納付書を送付 初回納期限3月31日 (P.49 参照) (以後、該当月の前月末が期限)		【定年退職者】 3月31日まで に「貸付未償還 元利金の控除 申請書」を提出 (P.58 参照)	
4月	【早期退職者】 退職日以降に退職届書を 提出 (P.31 参照)		【退職後申出】 (P.47 参照) 3月31日～4月20日の消印まで	【退職後申出者あて】 任継掛金通知書及び納付書を送付 初回納期限4月19日 (P.49 参照) (以後、該当月の前月末が期限)		
			【任意継続組合員有資格者】 健診事業申込み受付期間は 4月末日 (予定) まで			
5月以降	【退職届書到着後】 待機者登録手続き		【支払方法を口座引落選択者】 預金口座振替依頼書を共済組合に 提出 (P.50 参照) 7月分掛金から口座引落可能 初回口座引落日6月25日 (以後、該当月の前月25日が引落日 土日祝の場合は翌営業日)			
	【共済組合本部から退職者あて】 年金待機者登録通知書を送付 ※待機登録完了後6か月～12か月					

…退職者が行う手続き
 …希望者のみが行う
 手続き
 …共済組合が行う
 通知や手続きなど

※福祉保険制度加入者、アイリスプラン加入者関連の書類送付は退職される年齢で送付時期や手続きが異なります。
P.59 でご確認ください。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

問い合わせ先

〒540-8571
大阪府中央区大手前2丁目
(府庁別館3階)

公立学校共済組合大阪支部

電話：06-6941-0351（府庁代表）

年金担当	内線 3480、3486、3490
資格担当	内線 3487
経理担当	内線 3482
医療担当	内線 3485
貸付担当	内線 3484
健康・福祉担当	内線 3483

FAX：06-6941-3672（各担当共通）

月曜～金曜日（祝日及び年末年始を除く）午前9時30分～正午、午後1時～午後5時